

仕 様 書

本仕様書は、札幌市の破碎工場から排出される回収金属の売払い搬出方法等を次のとおり行なうものとする。

1 履行場所

発寒破碎工場（札幌市西区発寒 1 5 条 1 4 丁目 2 - 3 0）

2 積込み日時

午前 9 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分までとする。

原則として日曜日、年末年始、その他発注者の定める日は行わない。

ただし、工場の都合又は受注者の届出により、積込み日時を変更することができる。

3 回収金属

回収金属は、下記のを対象とする。

- （１）回収金属（鉄くず及びアルミくず）は、禁忌品等の不適物の除去を講じているが、完全な除去は難しく、破碎工程で生じた残さ物が混入している。
- （２）スプリングマットレスくずは、ベットマット等から重機等により選別したもので、スプリングマットレスから取り除くことが不可能だった天然繊維くず、化学繊維くず、廃プラスチック等のものが残ったもので、受払い後に 2 次的な選別が必要な状態のもの。

4 売払い量の確認

- （１）売払い量は、回収金属搬出時に工場の計量所において計量確認する。
- （２）回収金属の計量、確認をするときは、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- （３）発注者及び受注者は、計量の結果を記入した「計量伝票」をそれぞれ 1 枚ずつ所持する。

5 回収金属搬出作業方法

- （１）回収金属ホッパーからの回収金属（鉄くず及びアルミくず）の積込みは発注者が行うものとし、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- （２）受注者は、回収金属の搬出にあたり回収金属ホッパーの高さに見合った車輛を使用するものとする。
- （３）投入ステージ等からの積み込みの場合は発注者がショベルローダにて行うものとし、この場合、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- （４）受注者は、回収金属の搬出にあたり必要な法規上の有資格者及び器具器材を、受注者の負担において常備しなければならない。

ただし、あきらかに発注者が具備しなければならないものはこの限りではない。

- （５）受注者は、回収金属の搬出にあたっては、「回収金属」等を飛散させないこととし、積載物をシート等で被覆しなければならない。
- （６）積込み終了後は、フロアの清掃をして常に清潔に保たなければならない。
- （７）その他、作業上のことは発注者の指示に従わなければならない。

6 回収金属の取扱い

- (1) 受注者は、工場の運転に支障がないように、速やかに回収金属を搬出しなければならない。
 - (2) 受注者は、回収金属の搬出及び処理をするにあたっては関係法規を遵守し、環境衛生上支障のないように確実な管理、取扱いを行うとともに、発注者の指示に従わなければならない。
 - (3) 受託者は、回収金属の搬出車両への積み込み以降に生じた事故、火災等については、受託者の責任において適切に対応しなければならない。
- 7 その他、必要な事項については発注者と受注者双方が協議して行なうものとする。

仕 様 書

本仕様書は、札幌市の破碎工場から排出される回収金属の売払い搬出方法等を次のとおり行なうものとする。

1 履行場所

篠路破碎工場（札幌市北区篠路町福移 153）

2 積込み日時

午前 9 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分までとする。

原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他発注者の定める日は行わない。

ただし、工場の都合又は受注者の届出により、積込み日時を変更する事ができる。

3 回収金属

回収金属は、下記のを対象とする。

- （１）回収金属（鉄くず）は、通常、金属圧縮機で加工した成形品で排出するものであり、禁忌品等の不適物の除去を講じているが、完全な除去は難しいため、成形品は純粋な鉄だけに分別されたものではなく、破碎工程で生じた残さ物が多少混合しているもの。

成形品重量：約 1 5 0 ～ 2 0 0 kg 寸法：5 0 0 H × 5 0 0 W × 7 0 0 L

- （２）スプリングマットレスくずは、ベットマット等から重機等により選別したもので、スプリングマットレスから取り除くことが不可能だった天然繊維くず、化学繊維くず、廃プラスチック等のものが残ったもので、受払い後に２次的な選別が必要な状態のもの。また、形状については、成形せずそのまま搬出する。

4 売払い量の確認

- （１）売払い量は、回収金属搬出時に工場の計量所において計量確認する。
- （２）回収金属の計量、確認をするときは、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- （３）発注者及び受注者は、計量の結果を記入した「計量伝票」をそれぞれ 1 枚ずつ所持する。

5 回収金属搬出作業方法

- （１）回収金属（鉄くず）成形品の積込みは、発注者が行うものとする。また、投入ステージ上から回収金属（鉄くず）を積込む場合も発注者が行うものとし、何れの場合も受注者は発注者の指示に従わなければならない。

ただし、スプリングマットレスくずは、受注者の責任において積込みを行うものとし、この場合、受注者の故意または過失による事故に係る一切の責任は、受注者が負うものとする。

- （２）受注者は、回収金属の搬出にあたり必要な法規上の有資格者及び器具器材を、受注者の負担において常備しなければならない。

ただし、あきらかに発注者が具備しなければならないものはこの限りではない。

- （３）受注者は、回収金属の搬出にあたっては、「回収金属」等を飛散させないこととし、

積載物をシート等で被覆しなければならない。

(4) 積み込み終了後は、フローアの清掃をして常に清潔に保たなければならない。

(5) その他、作業上のことは発注者の指示に従わなければならない。

6 回収金属の取扱い

(1) 受注者は、発注者より回収指示があった場合、工場の運転に支障がないよう速やかに回収金属を搬出しなければならない。

(2) 受注者は、7日以上回収金属の搬出対応ができない場合は、発注者と搬出日及び回収金属対象範囲について協議した後、搬出承諾願いを提出して発注者の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、回収金属の搬出及び処理をするにあたっては関係法規を遵守し、環境衛生上支障のないように確実な管理、取扱いを行うとともに、発注者の指示に従わなければならない。

(4) 受託者は、回収金属の搬出車両への積み込み以降に生じた事故、火災等については、受託者の責任において適切に対応しなければならない。

7 その他、必要な事項については発注者と受注者双方が協議して行うものとする。

仕 様 書

本仕様書は、札幌市の破砕工場から排出される回収金属の売払い搬出方法等を次のとおり行なうものとする。

1 履行場所

駒岡破砕工場（札幌市南区真駒内 602）

2 積込み日時

午前 9 時 00 分から午後 3 時 30 分までとする。原則として日曜日、年末年始、その他発注者の定める日は行わない。ただし、工場の都合又は受注者の届出により、積込み日時を変更することができる。

3 回収金属

回収金属は、下記のを対象とする。

- （１）回収金属（鉄くず及びアルミくず）は、禁忌品等の不適物の除去を講じているが、完全な除去は難しく、破砕工程で生じた残さ物が混入している。
- （２）スプリングマットレスくずは、ベットマット等から重機等により選別したもので、スプリングマットレスから取り除くことが不可能だった天然繊維くず、化学繊維くず、廃プラスチック等のものが残ったもので、受払い後に２次的な選別が必要な状態のもの。

4 売払い量の確認

- （１）売払い量は、回収金属搬出時に工場の計量所において計量確認する。
- （２）回収金属の計量、確認をするときは、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- （３）発注者及び受注者は、計量の結果を記入した計量伝票をそれぞれ 1 枚ずつ所持する。

5 回収金属搬出作業方法

[鉄]

- （１）回収金属（鉄くず）の金属ホッパーからの積込みは発注者が行うものとする。
- （２）回収金属（鉄くず）及びスプリングマットレスくずのステージからの積込みは発注者が行うものとする。

[アルミニウム]

- （３）回収金属（アルミくず）の回収用のフレコンバッグ（1 m³程度）は受注者の負担とし、交換用のバッグ 20 袋程度、破砕工場に預けておくものとする。
- （４）回収金属（アルミくず）用のフレコンバッグの交換は発注者が行うものとする。
- （５）回収金属（アルミくず）の積込みは発注者が行うものとする。
- （６）フレコンバッグ以外の籠等で回収を行う場合の積込み方法は双方協議するものとする。

[共通]

- （７）受注者は、回収金属の搬出にあたり必要な法規上の有資格者及び器具器材を、受注者の負担において常備しなければならない。ただし、明らかに発注者が具備しなければならないものはこの限りではない。

- (8) 受注者は、回収金属の搬出にあたっては、「回収金属」等を飛散させないこととし、積載物をシート等で被覆しなければならない。
- (9) 積み込終了後は、フロアーの清掃をして常に清潔に保たなければならない。
- (10) その他、作業上のことは発注者の指示に従わなければならない。

6 回収金属の取扱い

- (1) 受注者は、工場の運転に支障がないように、速やかに回収金属を搬出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者からの搬出依頼後、駒岡破碎工場の非稼働日を除いて2日以上回収金属の搬出対応ができない場合は、搬出日及び回収金属対象範囲について協議した後、搬出承諾願いを提出して発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、回収金属の搬出及び処理をするにあたっては関係法規を遵守し、環境衛生上支障のないように確実な管理、取扱いを行うとともに、発注者の指示に従わなければならない。
- (4) 受託者は、回収金属の搬出車両への積み込み以降に生じた事故、火災等については、受託者の責任において適切に対応しなければならない。

7 その他、必要な事項については発注者と受注者双方が協議して行うものとする。